

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令案
に関する意見公募要領

令和 4 年 11 月 4 日
内閣府男女共同参画局

内閣府男女共同参画局では、別紙のとおり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令の制定を検討しています。このため、広く国民の皆様から本案に対する御意見を以下の要領で募集いたします。

記

1. 意見募集対象

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令案について(別紙参照)

2. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載

(2) 内閣府男女共同参画局における配布

(千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館 7 階 705 号室)

3. 意見募集期間 (意見募集開始日及び終了日)

令和 4 年 11 月 4 日 (金) ~ 令和 4 年 12 月 3 日 (土) (当日消印有効)

4. 意見提出先・提出方法

日本語にて、別紙の意見提出用紙に記入又はメールフォームの案内に従い、以下いずれかの方法で送付して下さい。

※お電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) メールフォーム

下記のメールフォームの案内に従いお送り下さい。

※システム更新作業により、令和 4 年 11 月 23 日 (水) 10:00~18:00 の間、運用停止を予定しております。その間、御意見の登録はできません。

メールフォーム：https://form.cao.go.jp/lets_jokatsu/opinion-0045.html

(2) 郵送

別紙の意見提出用紙に記載の項目を全て御記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。封書の場合は、必ず封書表面に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令案に関する意見在中」と記入してください。

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1－6－1

内閣府男女共同参画局推進課 宛

(3) F A X

別紙の意見提出用紙に記入の項目を全て御記入の上、下記の F A X 番号にお送り下さい。お手数ですが F A X 送信後、確認のお電話をお願いいたします。

F A X 番号：03-3592-0408

5. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、意見募集対象以外の御意見及び頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。頂いた御意見は、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

内閣府男女共同参画局推進課 03-6257-1360（内線 37540）

(別紙)

内閣府男女共同参画局推進課 宛

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令案に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[電話番号]	
[住所]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	